

戸籍の届出における本人確認

対象	婚姻届、協議離婚届、養子縁組届、協議養子離縁届、認知届、不受理申出
提示書類	官公署が発行した写真付の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）